

「行信」に於ける背景の研究

——その序説の一部として——

禿 諦 住

凡そ何時、如何なる思想と雖も、其れが表現せんとする真理内容を、一つの研究対象として窮明せんとする場合には、其の對象の認識に關する方法を中心とした直接的な研究と同時に、其の背後にあつて、其の思想の成立に關する歴史的發展の必然性を検討することを忘れてはならない。而してこの歴史的發展の必然性は、人類の文化史上に於ける或る特定の思想の場合と同様に、又個人のそれに於ても、其の個人の思想的發展の跡に就いては充分の考慮が拂はれねばならぬ。加之、其れが個人の思想の研究である場合に於て、其の領解が價值ありとせらるゝが爲には、其の個人の思想的批判の段階が、社會に於ける其の思想の歴史的發展の必然性に契當せるものでなければならぬであらう。従つて或る特定の個人の思想を價值あるものとして、検討せんが爲には、其の個人の思想的展開の過程に、人類の文化史的發展段階の批判を認めねばならぬ。然も、この個人に於ける過

程の研究こそが、その思想の特色を時代の上に特徴づけ、彼の思想の歴史的必然性と、社會的存在の價值を、彼の思想の背景たる歴史的展開の過程上に示す最も具體的なものと考へられる。

されば斯かる意味に於て、宗祖親鸞の思想の研究に終始する「眞宗學」にあつても、其の思想の絶對性を歴史的思想上に闡明するためには、宗祖の思想的展開の過程に、其の歴史的傳統の必然的發展的批判を認めねばならぬであらう。何故ならば、思想とは、それが偶發的な獨斷である場合には、其所に何等の權威もなく、又文化的の價值もないのであつて、其れが普遍的に承認せられ、必然的な展開の上に主張せられるが爲には、其の宗祖自からの思想の過程に、それが成立せる思想の背景としての過去佛教々學の批判と選擇の正鵠なることが要求せられる。然して此の事實は、宗祖自からも、其の領解に關して常に提唱する所で、「正信偈」には自己の獲信の領解を述べて、傳統を擧げ、之を、

「弘經、大士、宗師等 拯濟無邊、極濁惡、」

道俗時衆、共同心 唯可、信斯、高僧說」(自釋 十八左)

と結び、又「本典」の總序には、

「爰、愚禿釋、親鸞慶哉西蕃月支、聖典東夏日域、師釋難、遇今得、遇難、聞已得、聞敬、信眞宗、教行證、特知、如

來、恩德、深」云云(自釋 一左)

等と傳統の讚仰のなかに自己の領解を慶喜してゐる。加之、此の歴史的展開の跡に承認せられたる自己の領解の反面には、常に自からの過程に全佛教々學を始め、邪義に至るまでの悲痛な批判が含まれてゐる。

然しながら、此所に注意を要することは、「眞宗學」の完成せる權威を宗祖の領解の特徴に置く我々の立場にあつては、宗祖自からの此の過程を検討せんとして、直に其の傳統の中核をなす七祖教義を向下的教理史的に研究し、其れに依つて宗祖の特徴の必然性を主張することは、「眞宗學」の立場を離れたものとして、嚴密には許されない所である。即ち此の立場に就いては拙稿「七祖教義の取扱ひ」(眞宗論 攷三號)が、主として考察した所であるが、此所に我々に與へられた任務は、先づ傳統に對する宗祖の決定的な領解の規範を跡付けることであり、此の規範の立場より宗祖の思想的發展を逆觀する所に、其の傳統の教義が「眞宗學」としての必然的な内容を持ち、此の領解の規範に従つて順觀する所に「眞宗學」が歴史的必然の展開を文化史上に承認せしめると云ふことではなければならない。されば「眞宗學」の本質的領解の特徴としての「行信」に於ける、其の成立の過程、即ち背景の研究は、先づ此の「行信」の體系的に成立せしめられた規範の立場より逆觀する所に、却つて其の教義の歴史的必然の内容を實證する役割を有するものとして、此所に當然要求せられる研究となると考へられる。されば、斯かる意味に於て、我々は前の研究(眞宗論 攷三號)に際して、宗祖の提擲にかゝる「行信」の體系

的な研究の領域を、宗祖の求道過程に眺め、それを宗祖自からが記録せる「本典」後序の直入の入信形式より、其の領解の内容が細判せられて到達した「化卷」の三願轉入の反省表現に至る過程に認めて來た。即ち此の主張を更に具體的に言へば、「本典」の領解網格が、「建仁辛酉曆棄雜行一兮歸」本願（自釋五八右）と云へる入信の當時に、既に三經と七祖の決定的な背景を體系的に領解してゐられたものではなく、入信に於ける「信一念」の信境の反省的展開が、祖門異流の主張を批判し、或は又其の前後を通じて研究せられた幾多の經論釋の提擄によりて、遂に三願の指授する三經と、七祖の教義に逢着し、批判せられて、此所に此等の方法的指授のもとに、その展開の必然性を見出し、其の内容を統一し、組織して、以て茲に本願を對象とせる轉入の領解が入信の内容に確立したものであるとの觀察に到達したのであつた。従つて我々は、今此の過程の研究を、斯くて既に表明せられたる「行信」の提擄に於ける背景の研究と名付けんとするものである。

然り而して、今此の研究が、如何なる必然的な理由を以て我々に要求せられるかに就いて、我々は此所に次の如き主張の理由を持たねばならない。即ち其れは、我々の體系的研究を論述せる前稿「本典の組織より見たる行信の問題」（本誌十）（五ノ一）が正當に主張せらるゝが爲には、其れ自體、方法的に構成せられた「本典」の内容が、歴史的必然の展開の事實に妥當であることを要し、具體的に「本典」の規範より見たる宗祖自からの傳統に對する過程的批判に、其れが實證せられねばならぬと云ふ理

由に基くもので、實は右の研究の背後にあつて、其れが反證をなすものであると共に、又事實は其れに先立てるものでなければならぬ。されば、斯かる意味に於て、今の研究は、「本典」の領解を中心として、「本典」に決定せられたる領解の規範より、先づ逆觀せられ、次でこの逆觀の過程が、其の領解の正鵠を傳統の必然的展開に妥當のものたることを實證するものとして、宗祖に於ける「行信」の重要な體系への背景をなすものと考へられる。即ち斯くて、我々はその第一歩として、右の事實の跡付けを宗祖の思想的表現に求め、其處に何等かの光明を見出し度いと思ふ。

二

然るに、此の問題に關して、「本典」の綱格を中心とし、「本典」への思想的展開を其の前後に通じて區分し逆觀せしめる宗祖自からの思想表現は、具體的に果して如何なる著述に之を見出し得るであらうか。從來、宗祖の史實として、其の個人の生活を歴史的に考察せる史的研究は、今暫く此れを措くも、然しながら宗祖自からの集録し、又叙述せるものとして認められる幾多の典籍語録の中にあつて、「本典」はその最初のものであり、他は何れも歸洛後、晩年に近いものであるとすることが一般に承認せられてゐる。即ち、現在公認せられてゐると見てよい宗祖の著述年表は大要次の如きものであらう。

一、「教行信證」、元仁元年(五十歲)（「化卷」本）或は「嘉禎二年申至同三酉年四月成後二卷」(六十歲)（「錦

織寺傳(叢林集七)
下十三左

二、「淨高二帖和讚」寶治二年戊申正月二十一日(七十)
六歲(高田本)

三、「淨土和讚の奥」建長六年甲寅十二月日(八十)
二歲(反古裏十三
丁右)

四、「淨土文類聚鈔」建長七歲七月十四日(八十)
三歲(本山藏本淨興寺
傳來本)「存師」延書本の奥「正嘉元年六

月四日(八十)
五歲「覺師」延書本の奥「建長四年說」「正統傳」六、八十歳の條、「正明傳」四

五、「愚禿鈔」建長七年乙卯八月二十七日(八十)
三歲(奥書「建長七年八月五日」「反古裏」建長五年(八十)
一歲)

說、「正統傳」六、八十一歳の條)

六、「尊號眞像銘文」建長七乙卯六月二日(八十)
三歲(大味本)正嘉二戊午六月二十八日(八十)
六歲(高田本)

七、「三經往生文類」建長七乙卯八月六日(八十)
三歲「建長本」或は「西本願寺本」とも云ふ「康元二年三月

二日(八十)
五歲「康元本」或は「興正寺本」とも云ふ)

八、「皇太子聖德奉讚」(七十)
五首建長七年乙卯十一月晦日(八十)
三歲(高田本)「康元二歲丁巳二月三十日(八十)
五歲」

(遣文纂要)

九、「入出二門偈」建長八丙辰三月二十三日(八十)
四歲(大味本)建長四年三月四日(八十)
八歲(常陸鬼長聖德寺

本)

十、「四十八誓願」建長八丙辰四月十二日(八十)
四歲(高田本)

十一、「如來二種廻向文」(往還廻向文類) 康元元年^(八十)十一月二十九日(上宮寺本) 正嘉元閏三月二

十一日^(八十)(高田本)

十二、「一念多念文意」(證文) 康元二歲^{丁巳}二月十七日^(八十)(本山藏) 正嘉元年^{丁巳}八月六日^(八十)(假名

聖教本)

十三、「唯信鈔文意」 康元二年正月二十七日^(八十)(高田本) 正嘉元歲^{丁巳}八月十九日^(八十)(妙安寺本)

十四、「正像末和讚」 與、正嘉二歲九月二十四日^(八十)(高田本)

十五、「彌陀如來名號德」 文應元年^{庚申}十二月二日^(八十)(松本正行寺藏)

十六、「往生要集云」 年月不詳(結城稱名寺藏)

十七、「光明寺善導和尚言」 年月不詳(高田專修寺藏)

十八、「曇摩訶菩薩の文」 年月不詳、

十九、「淨肉の文」、年月不詳、

註(一) 以上は大要三帖和證講叢^(六一)に依る住田智見師の年表を底本として、之を多少補へるものである。

尚、此の他に「宗祖」の書寫本として、「唯信鈔」(寛喜二歲仲夏下旬第五日以彼草本眞筆愚禿親鸞

寫之也^{五十}(高田に眞蹟あり)(此の書は聖覺法印承久三年仲秋第四日作、宗祖の寫本には此の外に

仁治二年初冬第九日^{六十}寛元四歲丙午三月十四日^{七十}等がある)、「自力他力事」(寛元四丙午三月十五

日書寫^(七十)「後世物語聞書」建長六年甲寅九月十六日書寫^(八十)「一念多念分別事」(建長七年^{乙卯}四月二十三日書寫^(八十))「西方指南抄三卷」(康元元年、二年に亘りて書寫即ち八十四・五歳の間)「上宮太子御記」(正嘉元年^{丁巳}五月一日書寫)「經言若有重業障の文」(高田藏)等の七種が、住田智見師の「三帖和讃講叢」^(六四)に擧げられてゐる。又「大谷遣法纂彙」には先に擧ぐる「往還廻向文類」の外に「御誓書」^(一五)「御消息」^(二通)、「獲得信心集」^(七種)、「帖外和讃」^(五十)、「迎接曼陀羅由來」^(七種)、「示門第二十一通口傳」、「同三十三通口傳」、「淨土二教門圖」、「二十一箇條掟」等が宗祖のものとして傳へられ、「高田」には以上所擧の高田傳來本の他に、「西方指南鈔」、「南無言辭集」、「御書」中の消息^(二十二通乃)が傳へられ、又最近「高田學報」に依りて紹介せられた「見聞集」があり、源海?の「親鸞聖人御消息集」(三十六通)、「親鸞聖人血脈文集」中の「消息」(五通)、「帖外和讃」(九首)、「大日本粟散王聖德太子和讃」(百十四通)等が眞僞未澤を交へて傳へられてゐる。又其他に「未燈鈔」、「歎異鈔」等も此所に擧げ得られる。

されば、我々は今この年代代表の示すが如く、「本典」以前には宗祖の領解を物語る何等の文献も存し得ないとして、之を其の儘放棄すべきであらうか。或は曾て法霖が其の著「文類聚鈔踏澗記」に「文類聚鈔」の製作を、

「未^レ考^ニ年曆^ニ恐在^ニ六卷廣書之前^歟」^(一ノ三)

と論じ、又近くは村上專精博士の如き、其の著「愚禿鈔の愚禿草」に於て、「愚禿鈔」が「本典」以前の
ものであると断定し、爾來(昭和二年以來)多くの學者が此の説を批判しつつも、支持し來りたるが如く、其
の例に因むものではないが、我々は、此所に或は既に決定せられたる「本典」の體系的思想⁽²⁾を根據と
して、此等の文献を精密に検討し、然る後に今の研究に關する論攷を進むべき任務を負ふものでは
なからうか。

註(二)拙稿「本典の組織より見たる行信の問題」(大谷學報)一五二號の主張を參考せられたし。

斯くて我々は此所に先づ、完成せられたる「本典」の領解の成立年代を、ほゞ「本典」製作の年次に
求めねばならないであらう。何故ならば、此の決定の役割こそが、思想的にも歴史的にも他の著述
を檢覈する場合の唯一の標準となるからである。然るに我々は又實際不幸にも「本典」五十二歳説の
存することながら、未だその製作年次を決定するに足る學界の定説を見出し得ぬことは此所に我々
の贅語を要せない。従つて我々は此所に先づ「本典」の製作年次を出來得る限り確定せなければなら
ず、而して此れが検討の後、始めて此れに對する餘他の文献が考察せらるべきであらう。

三

〔從來、「本典」述作の年代に就いて一般に依用せられた諸説と、其の根據とは既に此所に提示
する必要もないが、考察を進める便宜上、之を簡單に指摘せねばならない。即ち其等に依ると、

大體宗祖が「化卷」に三時教を勘考して、「按三時教者勘如來槃涅槃時代當周第五穆王五十三年壬申至我元仁元年後堀川院諱茂仁聖代也甲申二千一百八十三歲也（自釋五四左）とあるに依つて、此の「我元仁元年」五十二歲説が漸く定説の如く取扱はれるに至つてゐる。（但しこの「二千一百八十三歲」は、それが「七十三歲」の誤算なること「六要鈔」（九、四一二左）に見えてゐる。）而して、之を補ふものが「正統傳」（五卷）の「五十二歲、即ち元仁元年甲申正月十五日より、稻田に於て教行信證を書き揃へたまふ。始め四十八歲夏の頃より草案ありしかども、こゝかしこ拔書の體なり。今年の初春より卷を六部に分ち、前後始終を書調へられたり。然れども清書は五十六歳の秋なり」とあるものである。然るに又「錦織寺傳」に依ると、「高祖春秋六十五、嘉禎三年江州木部錦織寺に在りて教行證を治し、更に眞化身土を製す云云」との説を立てゝゐる。従つて古來は此等を會通して、大要「錦織寺傳」の「本典」を淨書本となしてゐる。但し古來と雖も「正統傳」の價値と、「錦織寺傳」の「化卷」勘時に異する説とは、其れ相當に論議せられ疑問符が附せられてゐる。」

然しながら、從來最も多く依用せられ、此れを以て「立教開宗」の年次とするものは、「三時教勘考」に依る「化卷」の「我元仁元年説」である。然るに此の説に關して吟味の第一資料を提供せるものに、「六要鈔」のあることを忘れてはならない。即ち「鈔主」の説によると、

「此書大概類聚之後上人幾歸寂之間不及再治云云」（四、六左）

と述べられてゐる。此説は一般の「元仁元年説」とは相當距離のある説であるが、「鈔主」は「宗祖」の滅後百年を充たざる人であり、（「存師」は正應三年に生れ文中二年、或は應安六年に歿してゐるか）「六要鈔」は「正統傳」、「錦織寺傳」等の如く、其の誤謬を指摘せられるものに非ず、かつ宗祖直弟の顯智坊（二三〇）等の晩年には、既に青年期に達してゐたのであるから、設へその間に交渉の文献を存せずと雖も、強ち此説を直ちに根據なきものとして排斥することは出来ないであらう。

〔妻木直良師の如きは「本典」の製作年代を論じて古版四種の底本に及ぶ（六條學報）に於て、此の「六要説」を支持し、「本典御起稿の年代を元仁元年五十二歳の御年なりとし、爾來幾度か改訂せられたれども遂に淨書完了の暇なく、約二種の御草本を残して歸寂せられたるもの」と斷定してゐる。〕

斯くて此の説を根據或は参考とすると共に、純歴史學的研究的立場より、元仁元年五十二歳の一般説に對して又之を無視せず、これを通じて、「本典」の製作完了の年次をより晩年とする説が近年著しく有力視せられ來つた傾向がある。而して其れは「坂東眞筆本」の「元仁元年」以下の文字の位置、或は「寛永本」の「信卷」に見られる尊蓮の書寫校合等の事實其他の検討によるもので、五十二歳説を奉ずる人々も、直ちにこれを否定することが出来ない状態となり、それが五十二歳完成本であることを認めしめない程度にまで立ち至つてゐると考へられる。

〔以下、之に關する數種の考察を檢討して我々の意見を加ふるならば、大略次の如きであらう。即ち先づ山田文昭師（「教行信證の御草本に就いて」（無盡燈））の意見に依れば、一往五十二歳説を認め、「元仁元年は即貞應三年で十一月二十日の改元であるから新年號を用ゆるのは無論其後の事で、随つて宗祖が元仁元年の十一月二十日から年末まで大凡四十日間の間に、化卷の此所を起草せられつゝあつたことが慥められる」と述べ、其の材料の蒐集に關して、「關東の如き邊陲の地で、斯かる豊富な材料を蒐集せられ得る筈がない」と云ふ非難より來る晩年説に對し「此材料は決して一時に得られたものでなく、久しき以前より諸書を閲讀したまふに方つて、常にその要文を抜萃し置かれたのが、後に至つて宗祖御已證の範疇のうちに按排せられ、茲に六軸の御本書が成つたと觀の方が妥當であらう。坂東御草本の信卷表紙の見返し、法雲寺所傳二門偈御真本の同所に經文の抜萃が書いてあり、其他諸地に零碎な斷篇が傳へられ、殊に高田に『諸經要文』と稱する御真本が祕藏せられてあるといふ如き、復この間の消息を彷彿せしむるものがある」として、「元仁元年」の年號添加が後のものであつても、此等の材料を按排せられたのが常陸稻田であり、「化卷」執筆の當時が五十二歳であるとせられる。而して此の五十二歳説を持するものに日下無倫師（眞宗史の研）〔四五〇〕があり、材料の點に關しても山田説と傾向を同じくしてゐる。

然り而して、其の「五十二歳説」に對する山田師の年代考は、「化卷本の元仁元年の下に後堀川院云の細註があるが、元仁元年は後堀川帝の御在位中である。御在位中に素より院號のあるべき筈はない。然も此所に院號を擧げてあるは、本書が後世の偽作たる證である」と云ふ疑問に對して、「後堀川院」の事は、刊本には『至我元仁元年後堀川院諱 茂仁聖代也甲申』として本文の中へ割註になつてゐる。けれども高田本には此十字が無い。坂東本には本文の中に無くして頭部の欄外へ横に、

後堀川院

言イ 片(マ) イ

元仁者

聖ホ 代シ 也ン

と書いてある。文永本も亦頭部へ「後堀川院諱茂仁聖代也元仁者」とあるが、こは坂東本系の本に據つたものであらう。斯く欄外に在るのは、ホシ後に至つて書き加へたもので、起筆の當時即ち元仁元年には此十字(坂東本等は十三字)は無かつたことが知られる。そして後堀川帝御讓位即貞永元年十月以後に之を書き加へたのが轉寫するうちに割註となつて、本文の中に加はつたので、原本に近い文永本では猶頭註となつてゐる。して見れば後堀川院とあつたからとて何も本

書を疑ふべき理由はない」とし、日下説〔眞宗史の研究 四四九―四五〇〕も之を補ひ、例を「化卷」後序に求め、「承元元年源空上人の流罪を説く一條に於て太上天皇に『號後鳥羽院』、今上天皇に『號土御門院』の註釋を加へ、ついで流罪赦免のことを述ぶる一條に於ても皇帝に『佐土院』の註が添へてある。後鳥羽院の追號は仁治三年〔宗祖〕七十歳に定められ、佐土院の御名は建長元年〔宗祖〕七十七歳に順徳院の諡號が定められるまで用ひられたのであるから、かふした三天皇の註も元仁元年よりずつと後、宗祖の七十歳から七十七歳までの間に書き加へられたことになる」等の理由のもとに、「かうした點から想像すると、元仁元年の註は本書御製作以後に加へられた事を知り得ると共に、元仁元年撰述説の益々妥當性多きことを看取せざるを得ない」と見てゐる。而して此の元仁元年を主張する他の推定根據は、同年が「元祖」の十三回忌に當つてゐると云ふことで、「本典」の完成年次を「聖人七十歳以後なるべし」と主張する鷲尾教導師〔教行信證 文類完成年 代考〕佛敎 研究三卷四〕も、其の動機を元祖追慕にありとし、「元仁元年は師聖人の十三年忌で、先づ化卷の本まで執筆し終られたかも知れず、執筆したりとて門弟等に示すまでに至らなかつたと思ふ」とし、土山文雄君〔大谷學報 一四ノ三〕も、喜田博士〔歴史地理 四〇ノ二號〕の「教行信證に關する疑問に就いて」の説に見られる聖人七十歳仁治三年九月十二日より、七十七歳建長元年七月二十日の間の完成説を踏襲しつゝ、この元祖の年回を特に重要視し、「少くも元仁元年恩師上人の十三回忌に當る時に

は化巻を執筆せられてゐたのである」等と主張してゐる。

然るに此の「元仁元年説」に對立するものとして特徴を持つと見られるものは中澤見明氏の説である。然し氏の説も之を注意するときは、前者の説がこの元仁元年に何等かの因縁を結ばうとするに對して、之を固執せない迄の相異に過ぎない。今便宜上中澤説の要點を最近の「高田學報」(第四輯)に依つて眺めるときは、(中澤氏には既に其の名著「史上の親鸞」(第七章)並に「教行信證著作の意志及びその年代に就て」(佛敎研究四ノ三四合併號)等に其の見解の發表があるが、今のは上來を要約し、且つ補遺せるものである)「同誌」第二輯を以て公開せられた「見聞集」(專修寺所藏)なる新資料によりて、自からの舊説を補ひ、「專修寺所藏の見聞集と教行信證成立の時代に就いて」と題し、其の「元仁元年説」に就いて、次の如き見解を發表してゐる。即ち其の年代考に關して、「弘仁私記」の序文の「自神倭天皇庚申至冷然聖主弘仁十年一千五百五十七歲」(以下略)、及び「高橋氏文」の「自纏向朝廷(景行)歲次癸亥……迄于今朝廷歲壬戌並卅九代積年六百六十九歲」、「六要鈔」第六の「嘉祿元年乙酉之曆、今至延文五年庚子一百三十六箇年也」、「七祖傳衍釋篇第八」の「上宮滅至今茲、明和乙酉凡一千百四十四年」等の諸文の年代考に見られる表現形式を參考例として、「これ等は『今』又は『今茲』として明らかに執筆當時のものであることが認められるが、『化巻』の計算は「至我元仁元年」とあつて、これが執筆の當年を記したものとは思はれない。併し

執筆の當年でも『今』といふ字を記さない場合があるとして、こゝに『我元仁』として今の字がなく反つて和漢年號の差別を示す私の字を加へてある。これから考へても、我元仁の語は執筆當時目前の年號を記載したものと思はれない。少くとも數回改元のあつた後に記されたものと思ふ。そうして元仁元年は貞應三年十一月二十日に改元せられた。吾妻鏡によれば、十二月四日に改元の詔書が鎌倉幕府に到來したのであるから、幕府でさへ元仁元年を用ひることは二十五日しかない」等と主張してゐる。此の説、直ちに其の全部を認容することは出来ないが、「元仁元年説」の再考すべきことは其の草本に「貞應三年」の記録の跡なく、又「未法燈明記」による「當周第五主穆王五十年壬申從其壬申至我元仁元年甲申」(自釋)と、十二支によりて計算に便したと見るときは、之を次回の「申年」たる「丙申」(嘉禎二年)まで十二年間の餘裕を見、若し然るときは強ちに元仁元年を主張する必要もないであらう。之は未だ何人の説にも見る能はざる吾人の推定であるが、其の論證は之を次第に説明するとして、先に擧げる「六要鈔」、及び以下に記載する其他の材料より見て必ずしも不當とは考へられぬであらうと思はれる。

斯くて今各種の材料の検討に關して中澤説(上)所擧の順序を取るときは、(1)高田正統傳以前には元仁元年著作の説なく、同高田の普門が書いた御傳繪撮要にもそれを傳へてはゐない。東西兩本願寺系の諸書にも選述年代を記したものはない。たゞ錦織寺繪記に嘉禎三年錦織寺に

於て作られたことが記されてゐる。此繪記の説は東派惠空の叢林集の中に載せてゐるが、古實に通じた惠空でさへ元仁の著作説はまだ知らなかつたのである。然れば傳統としては嘉禎三年説が最も古いものである。併しこれも江戸時代の傳説に過ぎない」と云ふ中澤説は參考に價するであらう。(2)「惠信尼文書」の「寛喜三年四月十四日」のことを記せる所謂「寛喜の反省」が宗祖の五十九歳のことである所より、三願轉入の思想は、其れ以前より萌してゐたものゝ、其の文に見られるが如き強き表現より、「本典」は寧ろ其れ以後のものとする説があるが、然し此の説は驚見教導師(前掲)も、斯様な反省は度々あつたと考へ、又安井教授(親鸞の入信期に就いて)も、「助業の問題と果遂の願益に就て」之を眺め、三部經讀誦に就て「聖人は猶時代の衣をぬぎゝらずにゐることを省みて之を中止し、今更にその餘習に驚いて人の執心を省み、自力心の根強さを回想して彌々信力の増上を實證し給ふ、私は吉水の入室に依て聖人の領解を知り、寛喜の反省に依てその領解の常に躍動する一面を知るので、之を以て弘願未入の證とするは他力信心そのものゝ意義に味い」と見られる。而して我々も其の自然さを思はしめられるもので、必ずしも轉入の思想を此れ以後に限定せず、そのこれ以前に存することに依りて今の反省を寧ろ意義深く味はふものである。(3)次に「本典」の流傳を參考として考へるときは先づ驚尾説(前掲)によると「寛永本」の信卷奥書に「本云寛元五年二月五日以善信聖人御眞筆、祕本加書校合註隱倫尊蓮六十六歳」とあ

るにより、この頃が完成を物語るものかと云つてゐる。中澤説は之に「前述の後序の註まで加へられた天皇の諡號は親鸞七十歳仁治三年九月以後でなければならぬが、それが寛元四年ごろに大成したのであらう。それで或は此尊蓮の書寫が流傳の最初であるかも知れない」と補つてゐる。此れに對して日下説(前掲四)は、この尊蓮の「御眞筆〇祕本」とあるより、「選擇集」の流傳の如く眞本の書寫を宗義傳持の心印とした關係から非常に制限したゝめに五十二歳から以後の文献が皆無であるは問題でないとするは、果して如何なるものであらうか。(4)中澤説によると「寛元五年尊蓮は教行信證を書寫してゐるけれど、當時まだ東國の門徒には與へられなかつたやうである。乃眞慧の「顯正流義鈔」に云ふところによれば、建長七年に眞佛顯智等に授けられたと傳へられてゐる。然れば尊蓮の書寫より九年後であるが、親鸞門中で最も有力なるものと思はれる眞佛顯智でさへ、都の尊蓮よりも非常に後れて授けられたことになる。これもその述作の目的及びその完成が晩年であつたことを物語る」と見てゐるが、之も一考に價しやう。(5)次に「唯信鈔」所寫に就いての觀察を述べるならば鷲尾説(前掲)は「高田山所藏本」の「唯信鈔」は寛喜二年聖人五十八歳の書寫の識語があるが、それは元仁元年から六年目でこの書寫が「本典」未完成を物語るやうであると見てゐる。その理由は、日下説(前掲四五)が「唯信鈔」の結文と「教行信證」後序の結語が思想的にも、表現的にも符合すると見る所から、「唯信鈔」の出來た承久三年(宗

祖「四十九歳」から元仁元年の三年間に宗祖の眼に入たか否かは問題であるが、「化卷」本上冊を執筆されたときが、元仁元年とすれば、以後「化卷」末卷の結尾に至るまでの執筆中に「唯信鈔」を御覽になつたと云ふことが出来ないか。寛喜二年を假に所覽の年次としても、「元仁元年」化卷本勘時を否定することが出来ず、完成は遅くも寛喜二年以前とすると云ふ説に對立するもので、鷲尾説は、「御消息集」十一月九日附、慈信房宛のものに「唯信鈔御世物語自力他力の文のこゝろとも二河の譬喩などかきてかたがたへひと人にくだして候」とあると共に、自著を寫し與へるならば兎に角、他人の著述を與へるのは、「本典」の未完成を物語るものであるとしてゐる。然し此の説は單に推定せらるゝ如く「本典」が大部のものなるが故に、簡要を得た他人の著述を與へられたのではないかと云ふ理由からも必然性はないのであるが、さりとて、日下説の如く元仁元年を斯くも固執せねばならぬ理由もないであらう。而して其の結文の一致を斯く主張するならば、「信卷」の別序が又其れに酷似してゐないだらうか。兎に角、兩者共にこの「唯信鈔」の書寫を餘りにも重要視しすぎてゐると思はれる。従つて若し「本典」の成立に關して其れが極めて密接な關係を有するならば、寧ろ「寛喜」以前の書寫本が発見せられぬ限り、鷲尾説の如く推定を疑ふ必要のなきまでも、日下説も「本典」の完成を其れ以後とした方が自然ではなからうか。(6)此の「唯信鈔」に關聯して、又再度の「唯信鈔」書寫と共に「高田學報」(第二)が「見聞

集」なる新資料を提供したことは喜ばしいことである。而して此れに關して中澤説(掲前)に依ると此の集の表紙外題に「見聞集、愚禿親鸞」と記し、中に「五會法事讚」の要文が抄出してあることとで、又別に同山に「涅槃經要文」を抄出したものがあつて、兩者の裏面に平假名書の「唯信鈔」が連續書寫され、後者の末尾に「文曆二年六月十九日愚禿親鸞書之」(「宗祖」六十三歳)とあると云ふ。即ち「文曆二年」以後に「唯信鈔」書寫本の一本をさいて、此の「五會法事讚」を「見聞集」と記してノートとし、又其の一部に「涅槃經」の抄出などをしたのは「本典」の撰述が其れ以後にも及んでゐたのではないかと云ふのである。而して之を「五會讚」の抄出に見るも、其の數はそれが「本典」の引用の數よりも多く、又殆んど此の「見聞集」に抄録したものの計りであると云ふことである(例外一文)。斯くて中澤説は此所に又一つの晩年説の根據を見出したのである。然るに此れに對して土山文雄君(掲前)は、中澤説を種々に吟味し、其の紙質の表裏、「唯信鈔」と「宗祖」との交渉等を檢覈して、逆に「此の『唯信鈔』の書寫年次が、文曆二年六月十九日聖人六十三歳の時であるから、『見聞集』はそれ以前のものである。即ち宗祖の關東在國中の諸經論の手擇本が「教行信證」撰述の後不用となつて、『唯信鈔』の用紙とされたものであらう云云」と推定してゐるが、此れは興味ある説であると見られる。

以上、種々考察の結果、鷲尾説等の如く元祖の年忌を追ふて、「選擇集附屬當時より材料を

蒐集してゐたものを綜合した(佛敎研究四ノ三四合併號)とする説も強いて排斥せず、(是れ一)、材料の蒐集に關しては山田説等の考察は無理がなかるべく(是れ二) 又元仁元年に對しては、強ち此所に著作年代を固執せず、假に「見聞集」の出現を據として中澤説に従ひ文曆二年以後とするも、我々の推定した十二支に依る計算の便宜に依つて見るときは、元仁元年甲申より次の申年たる「丙申」の嘉禎二年までには尙一ヶ年の歳月が存すること(是れ三)、斯く見るときは、元仁元年説が傳はつたのが傳説的に比較的後期であること(是れ四)、又寛喜の反省の「惠信尼文書」、「唯信鈔」の問題、及び「本典」の流傳の晩年なりし所以等も、それ等を、假に取り容れても可成り自然に會通せられるやうである(是れ五)。即ち斯くて我々の説たる次の申年の嘉禎二年「宗祖」六十四歳(六十四歳)の前年までを本典製作時代に入れるときは、先に擧げたる天皇の諡號が、宗祖七十歳仁治三年九月十二日より、七十七歳建長元年七月二十日までの間であるから、之に就いては諸説と同じであるが、一面七十歳より七十五歳完成説に對して、若し左様ならば其の一諡號位は本文中にあるであらうと云ふ却つて其れ以前のものなる反證を擧げ得べく、斯くて少く共「元仁元年」より次の申年までの間に成立し、其後多少の手を入れられたものが今日の體裁を取るに至る原本となつたのではなからうかと思はれる。即ち斯様に見るときは、「六要説」、「妻木説」に對しても多少の接近を示し、此所に「元仁元年説」をも攝めて、比較的穩健なる説とし

て、成立するものではないかと思はれる。

然り而して、「本典」は其の題號の示すが如く、淨土教に關する諸種の「文類」の選擇せられて、聚せられたるものであるから、其れが短時日にかゝる製作のものでないことは、誰しも認めねばならぬところである。

〔可西教授(顯眞學報 二ノ五)〕の「祖聖眞蹟宗典」(特に大谷派本願寺所藏本)に就いての意見によれば、「筆寫」に使用してある紙を見るに、種々の質のものが用ひられてゐるので、手近にある紙片を集めて記されたものでないかと云ふ感を起さすのである。而して紙片や紙質が變ると墨色や運筆の具合にも異りがあるやうである。それは化身土卷に特に多いやうに思ふのである。是れに就いて此教行信證文類は御製作の時に、全部に渡つて御執筆になつたものではなく、已に抄出し書き蒐められてあつた諸經論の文を、必要に應じて切斷し、それを張り繼いで行かれた部分もあるのではないか」等とあるは、これ右の事實を物語るものであらう。

加之、之を思想的に觀察するときは、其の叙述の思想的次第は、先づ此れを「化卷」に始められるとせねばならない。⁽³⁾ 何故ならば「本典」の綱格たる三々の法門に眺めても、「三願轉入」の領解のみが、よく「六卷」の表現をあらしめたことは、最早や贅語を要せず、唯形式としては之を「六卷」、次第の如く組織せられたと云ふべきであらう。⁽⁴⁾

註(三) 土山君(前掲)が「愚禿鈔」の書振から推して、「化卷」が最初に書かれたものかも知れぬと云つてゐるが、其れは思想的にそれであつても組織上より見たる事實の上からは承認し難い。單に表現の上のみから觀ても、既に「化卷」本(自釋)四七右に一代教判釋を終りて、「已顯眞實行中畢」等とあるを否定することは出来ない。

註(四) 拙稿「本典の組織より見たる行信の問題」(前掲)参照せられ度し。

兎まれ、斯くて「本典」の完成を元仁元年より多少後期に認め、其間、三願轉入の思想表現の完成に「本典」の成立の位置を決定すれば、我々は上來の懸案に對して次の如き考慮を持たしめられる。即ち「後序」直入の形式と三願轉入の間にあつて、専ら元祖相承の内容を記録すると見られ、具體的に其の内容を類別しつゝ、殆んど善導、元祖以外の祖師の思想には觸れず(勿論直接的に)、三々法門の未だ整備せざる形式を持つ「愚禿鈔」と、天親の淨土論を曇鸞の「論註」によりて偈說せる「入出二門偈」が、「本典」展開の中心骨格たる「往還二廻向」の根據としての「入出」を論じて、然も今一歩にして「往還」に論及せず(それはその儘が整備して、故意に論及せぬとしても、一往の吟味を要するであらう。)又其の「偈」に直接的な關係を持たない道綽、善導の偈讚を織り交へ、天親、曇鸞を除く以外の他の諸師に及ぶことなきに注目せしめられる。何故ならば、兩者のもつ内容が、やがて「本典」の組織と展開とに重要な内容でありながら、「本典」に比して其の叙述に必然性を缺く「愚禿鈔」や、更に「本典」に比して、其の内容特に傳統の叙述に整備を持たない後者が、何れも「本典」の製作以後とせられる不審を思ひ合せられるが爲である。これ即ち上來擧ぐる所の「諸經要文」や、

「見聞集」等の如き、之に類する集録が次第に發展して、組織せられ、「本典」への領解の發展する過程を物語るものではないであらうか。即ち斯くて我々は、其の過程の第一歩に元祖相承の「愚禿鈔」を認め、其の天親曇鸞への逆觀的展開として、傳統を辿り、此所に「二門偈」の展開を觀察せんとする理由を見出さしめられるのである。

然るに我々の研究は、其の劈頭より、兩著が共に宗祖の晩年の奥書によりて、晩年の著と見做されることに苦しまねばならぬ。即ち其れは、上の著述年代表に明示した所であるが、従つて、我々は此所に其の内容に向つて、可能的、可及的な文献的調査と共に、之を思想的に検討せねばならぬであらう。

〔尙、先にも一言せる如く「淨土文類聚鈔」が「本典」以前でないかと云ふ法霖の疑難に關し、最近生桑完明師（高田學報六輯）も、之が問題を取扱ひ高田古典の暗示等によりて、「本典」以前を主張せらるるが、此の問題に就いては別の機會に譲ることとして、今は觸れないであらう。〕

四

斯くて此所に「愚禿鈔」上下二卷を見るに、其の奥書によれば、「建長七年乙卯八月廿七日書之、愚禿親鸞八十歳ノ三歳」となつてゐる。

〔「高田正統傳」（六ノ八十歳ノ條）に「本鈔」を八十一歳御草稿とする他は、存覺上人の傳寫本に八十三歳

となつて居り、其れ以外は文献的に方法がない。(尙傳寫本としては此外に「專修寺藏」の顯智の傳寫があると傳へられてゐる。)而して今「存覺本」の奥書に依れば、其の上卷の奥に、

「本云建長七年乙卯八月廿七日書之、愚禿親鸞^{八十}三歲

先年隨得本自筆下帖今日爲滿部返寫當卷只爲備自見乍振折臂初三丁餘雖屬之猶不堪之間縱兩筆終一帖畢野筆庵註等任自由也愚案之子細如載下帖之奥而于時、康永元年壬午九月十一日記之、存覺^{五十}三歲」

とあり、下卷の奥には又、

「本云建長七年乙卯八月廿七日書之、愚禿親鸞^{八十}三歲

曆應三歲庚辰十二月廿五日書寫之、

件寫本者以右御眞筆所書寫之之本也

註廉以下野筆不思議之間廻愚案任

於名目有各朱點其多少又不叶理相等有之人私所爲歟間略之止廻
自由書之點又同所不及寫之者也^{料簡}可加之也

展轉書寫之間非無其誤歟但本失錯歟自僻案

歟只就推之所解今自專

許也不須及他見而已・存覺^{五十}一歲」

「行信」に於ける背景の研究

とあり、之れ各卷別々の傳寫になつてゐる。』

従つて從來「愚禿鈔」を研究する學者の之を依用し、宗祖老後の撰として取扱つたことに對して、其所に強ち誤謬があつたとは言へないであらう。されば今上來の見解による我々の研究と其の傾向を同じくするのは、漸く最近數ヶ年間に公開せられた村上專精師の「愚禿鈔の愚禿草」と、其れに對する梅原眞隆氏の「教行信證と愚禿鈔」〔眞宗研究 九、十所載〕なる反駁論文を縁とせる安井教授の「愚禿鈔に對する一考察」〔大谷學報 十二ノ一〕並に「高田學報」の提供した前記新資料「見聞集」と、其れに關する中澤見明氏の「專修寺所藏の見聞集と教行信證成立の時代に就いて」〔同第 四輯〕の考察に關聯した土山文雄君の「見聞集並愚禿鈔に就て」〔大谷學報 十四ノ三〕の三論文が世上存在するに過ぎない。

〔此の間の消息は次の如き村上博士の觀察に盡されやう。即ち、「古來の學者にして、此の『愚禿鈔』を講ずる者の中に本書の製作年次論を試みたる者あるを聞かず、其の之を聞かざるは、上下二卷の奥書に依て、本書は聖人八十三歳の時の製作と已に決定せるものゝ如く一概に之を心得たるが故である。されば彼の『高田正統傳』に八十一歳御草稿と言へるものを取つて、八十三歳を清書の年次と看做すばかりである。然るに其の内容を語るや、皆口を揃へ文を齊うして元祖相承の記録の如く言はざるものはないのだ。或は『選擇集』付屬の御手控と言ひ、又は『選擇

集』補遺と云ひ、『選擇集』の足らざる所を補ひ給へるが如く言はざるものはないのだ。要するに其の内容を問へば、吉水時代に成れるものゝ如く語り、而も其製作の年次を問へば八十三歳の老後にありと言はざるものはない。實に奇怪千萬ではあるまいか。『義要』、『纂釋』、『樹心』、『摸象』、『溫古』、『知新』等の諸末註を始めとなし、高倉學寮の先輩諸師の講述せられた筆記を見るに殆んど千篇一律の形をなしてゐると謂つて不可ないのだ。此の中少しく異彩をなせるものは、文政七年四月十五日先輩五乘院講師の安居開講辨である〔愚禿鈔の愚禿（草）二二一三〕とせられてゐる。即ち此の説は寶景が其著「愚禿鈔講義」（第一）に於て眞宗一切の法門は元祖相承で、元祖相承の旨を記されたものは此の「愚禿鈔」である。故に眞宗一切の法門はこの「愚禿鈔」より出でたるもの、従つて「愚禿鈔」が眞宗成立の根本法輪であるとするに依るものゝ如くである。されど斯かる説は村上説の如く獨り寶景のみに止まらないのであつて、靈趾の「愚禿鈔聞記」（卷上、眞宗）にも、「愚禿鈔」、「選擇集」、「化土卷」の關係に及び、「誠に廣略の文類は吾祖已證なりと雖も、若この鈔（愚禿鈔）なかりせば、何ぞ廣略二本の御已證の幽意を知らん。故に廣略二本の御已證は、この愚禿鈔を待て盛なり」と述べてゐる。然し其年代考のないのは、村上博士は實に奇怪千萬と云はれるけれども、寧ろ當然であつて、此れにかはるべき確實な他の文献が発見せられない限り、如何なる臆測を以てしても、之を覆すことは出来ないであらう。只我々としては多くの

學者が「選擇集」等の手控的なものと見た事實の確認を待つて、其の思想が「本典」への過程を物語ることを確かめる以上に出ることは、今の所危険であり、無謀であると考へる他はない。従つて村上説の如く文献的にも之を證明しやうとし、此所に種々の臆測を加へることが無理であると同時に、又梅原説（眞宗研究九、十參照）の如く、從來の學者が折角認むる思想内容としての吉水相承を、村上説への反抗のための反抗の如く、之を老後の己證として主張する必要もないであらう。

されど此等の三論攷も、之を検討するときは、「愚禿鈔」に就いて其の文献的な跡付けは、村上説の氣付かざりし「般舟讚」（般舟讚三丁本鈔上七右）引用の原典たる「續選擇文義要鈔」の出現時代の事情を加味して村上説の「吉水時代製作説」を是正した安井説も、又「見聞集」に關聯した土山説も、最後の決定を得ることは出来ないであつて、其れは極めて當然であり、結局論者の推定以外に出ることは出来ないのである。従つて此れが検討には、「本典」の思想と、「本鈔」の抽出的、蒐集的な圖式表現の諸所に散見せらるる思想との比較による方法のみが適はしいのではないかと考へられる。

〔斯くの如く主張する我々の見解も、強ち其間の可能な文献的調査を無視するものではない。即ち我々は唯其れが確實なる資材を待つて決定せられぬ限り、之を敢て主張しない程度のもに過ぎない。即ち「本鈔」が村上説の如く吉水時代のものでないことは、「續選擇文義要鈔」

による「般舟讚」の流布年次にかんがみ、少く共宗祖四十六歳以後であると見ることは安井説に同じく、又安井説が「本典」を五十二歳にとつて、「本鈔」を四十六歳以後二三年の撰と見やうとする傾向に對して、「見聞集」による「法事讚」の抜書が中澤説の如く文曆二年（宗祖）六十三歳、「唯信鈔」書寫以後とせず、土山説に従つて文曆二年の「唯信鈔」書寫以前とする説を強いて參考せずとも、「本典」の製作を上來の觀察の如く十二支による便宜的換算法によつて或る程度に引き延す時は、「本鈔」の撰述を左程急がなくとも比較的 naturally 解することが出来るであらう。而して「本鈔」引用の「法事讚」に就いて、土山説の如く「見聞集」が、「愚禿鈔」組織の先驅をなすと見ても何等の無理もないであらう。

今此等の資材と諸説を綜合すると、「本鈔」が單なる「選擇集」、特に其の「教相」、「三心」二章の相傳のみでなく、所謂「諸經要文」、「續選擇文義要鈔」、並に「見聞集」等乃至これに類する程度のものゝ一往の整理本として「本典」との距離の接近を此所に確かめることを任務とすべきではなからうか。然し其所には依然として「八十三歳」の奥書を解消することが出来ないもので、此の説をなす場合は矢張り村上説の如く、破本の整理淨書としか推定出来ないであらう。之に就いて土山説は「專修寺藏」の「唯信鈔」の一本の奥に、

「本云承久三歳仲秋中旬

「行信」に於ける背景の研究

第四日以安居院法院 覺

寛喜二歲仲夏下旬第五日以彼

御年五 眞筆草本書寫之

文曆二年乙
未三月五日
御入滅也

文曆二歲乙 六月十九日

愚禿親鸞書之^{△△}

等其他の例を擧げて、「書之」が必ずしも初稿でなく、其れに拘泥する必要はないと片着けてゐるが、若し然るときは何故に其の「書之」の時に「本鈔」の種々の不備が取り除かれなかつたのであらうか。斯くて此間の消息に就いて、少しく我々の考察を加へるならば、我々は之を次の如く跡付け得るのではなからうか。即ち「本鈔」が元來啓蒙的な著述でないことは、あらゆる點から指摘せられ得ることで、存師も之を「自解」の書と見ることは其の奥書にも明らかである。

（自解と己證に關する梅原説（眞宗研究九十參照）は今暫く別として）而して從來「本鈔」は「選擇集」特にその「教相」「三心」二章に依つて相承の拔書的に記されたものであると云ふ見解は、當らずとも遠く離れたものでないであらう。斯くて此所に村上説の如く元祖相承を記する老後の撰とする不合理が擧げられる。従つて村上師は此所に吉水時代説を樹立したのであるが、其の觀點の卓抜に比し、其の内容は梅原説が「博士は愚禿鈔は師説の領解として未だ發揮に及ばざる時代の

ものとし、教行信證は師説以上の發揮であると見込んで、愚禿鈔は教行信證以前のもの、吉水時代になれるものと云はれるが、其れは首肯されない。愚禿鈔も教行信證も共に元祖の相承であつて、その儘宗祖の己證となすべきである。教行信證以後に入出二門偈の他力論述を是認するなら、教行信證已後に愚禿鈔の教判論述や三心觀察があつたとて、是認せられてよい」と云ふ説に、「二門偈」を「本典」以後とする村上説は一往屈服せねばならない。されど「本鈔」が吉水時代の撰でないことは、梅原説の非難を待つまでもなく既に述べた「續選擇文義要鈔」で明らかにせられる。即ちそれは禪林寺の靜遍が「本鈔」引用の「般舟讚」を建保四年に發見した事實が之を證明するもので、「般舟讚」の流布は即ち彼の「要鈔」に端を發する。而して宗祖が「般舟讚」の引用に就いて、之を依用せられたことは顯智の自筆にかゝる標紙を備へた「要鈔」の下巻が法雲寺に藏された事で、然も其れが専門史家の見る所、宗祖の手擇本でないかとさへも云はれてゐる。然もこの「般舟讚」が元祖渴望の書でありつゝ其の所覽が遂に空しかつたことが「十六門記」(十六)、(丁右)「般舟讚秘鈔」、「同私聚鈔」等に見られるから、吉水時代とすることは全く不可能である。尙此の「要鈔」に就いては藤原猶雪氏の「般舟讚現流史料としての續選擇文義要鈔」(佛敎研究)に明らかにせらるゝ所であり、現行刊本中外版の卷末に於ける山田文昭師の解題に依れば、靜遍が建保四年に發見し、同六年九月の頃五十三歳で「要鈔」を製作したとあるから、當時四十六

歳であつた宗祖の所覽は其れ以後であつたとせねばならない。されば上來の觀察の如く、「本典」の製作を元仁元年局限説より少し引延せば、「本鈔」のそれを安井説の如く二三年の内に限定を急ぐ必要はないであらうと思はれる。

而して其の「本典」との關係を見るに、安井説を此所に借り來れば、「上卷初の二雙四重の教判は、選擇集の教相章等をうけつゝ既に宗祖の己證が光つてゐるので、元祖の常にのたまふ選擇本願の念佛をその念佛をかくして直に選擇本願と點じ、眞實報土即得往生の三句を以て横超の體とし、乃至次に三經の選擇は選擇集の八選擇や、靜遍の續選擇と比べて師資の禮を想はせ、佛身佛土の名目や二教對、二機對や、機性の分別はその後の宗祖の學びの跡を偲ばせるのである。次に下卷に善導の三心釋を解説するは(中略)元祖の師である善導に行き、選擇集の三心章を顧みて信の自他力を詳にし、觀經の三心より大經の三信への過程を物語る」と述べて、「本典」との接近を實證せられる。即ち此等によりて「本鈔」が思想的に「本典」以前であることだけは確かであるやうであり、我々は之を跡付けやうとするのであるが、然し文献的に「八十三歳説」を動かすことは何故に「八十三歳書之」の時に、其の内容を訂正せざりしやの疑問と共に之を解することが出来ない。」

斯くて我々は此所に、「本典」の組織より見たる行信の問題」に於て決定せる「本典」の領解より、

「本鈔」のそれを願て、其の思想の前後を跡付けねばならないであらう。然るに「本典」の網格を「本鈔」に對するときは、「本典」が、

- (1) 三願轉入の領解により、其れを以て完成せられた所謂「三々法門」を骨子として、
- (2) 其の上に「往還二廻向」を展開せしめ、
- (3) 「眞假」を分判して、眞宗の教相を組織し、
- (4) 此所に今家不共の四法を建立した。

とすれば、此れに對して「本鈔」は如何なる立場に置かれるであらうか。斯くて其の具體的教義内容の進展に就いては、煩をはぶいて、之を別の機會に譲り度いと思ふが、今之を如上の項目に對比せしめるときは、

- (1) 「本典」が三々法門を以て骨子とするに對し、「本鈔」は其所に統一あることなく、要弘二重門を骨子とし、三々法門の片鱗を思はせるが如き二三の表現を織り交せるに過ぎず。

- (2) 従つて「本典」展開の網格として、三々法門成立の上に顯開せられる「往還二廻向」は未だ其の片鱗さへも見えず。

- (3) 「本鈔」の特徴である二雙四重の教判を以て初まる「上卷」は、始め聖道門を實教と認める相對判から、「本典」中に織り込まれる絶對判に進み、又權實眞假を批判すること善導元祖の廢立

により、他力の三信に通入すべきことを示して隱顯釋の前提を偲ばせ、

(4)従つて此所に於ては、未だ選擇本願一願を以て貫く所、五願の分開あることなく、四法建立は、「眞門」小經の必然的な位置の確立による三々法門の成立を待たねばならず、其の三願は一切言及せぬ所、「本典」以前の思想段階にあることを確證するものであらう。

以上「本鈔」は文献的には如何にしても「本典」以前たることを證することは出来ないが、其の領解の綱格よりするとき、他の著述の如く整備した統一もなく、上來諸説の参考に於ても、其れは確證し得られるので、「本典」以前を跡付ける思想として「行信」成立の背景を彩るものであることは、先づ疑がはれないであらう。

五

次に「入出二門偈」に關し、之を檢討するに、「本偈」には從來其の原本に關して二種の相異があり、其の一本たる「聖徳寺本」(鬼長本)の奥書には、「南無阿彌陀佛、愚禿八十歳三月四日書之」と記され、他の一本たる「法雲寺本」(大味本)の奥には、「建長八歳丙辰(康元元年)三月廿四日書寫之」(八十四歳)

と書かれ、又其の巻首に、「入出二門偈頌、愚禿釋親鸞作」とせられてゐる。而して住田智見師の「大正校異本」が「法雲寺本」を底本とし「聖徳寺本」と坊間諸本を對校せる以前の一般依用本は、慧然の

「淨土見聞集」古本による校正に従ひ、當時坊間流布の七十三行本に「此喻凡夫在煩惱」の文の下に、「泥中生佛正覺華、斯示如來本弘誓」

を加へた七十四行本が採用せられてゐた。今此の「七十四行本」と宗祖眞筆と認められる「法雲寺本」とを比較すると、「七十四行本」は「法雲寺本」の冒頭に、

「無量壽經論一卷」

クワン
クラシキチサム
元魏天竺三藏
菩提流支譯

婆藪盤豆菩薩造

サウナリ
ヨナツク 婆藪盤豆是梵語

舊譯天親此是訛

ナクニハ
ハレアヤメルナリ
クワ反 新譯世親是爲正

優婆提舍願生偈

ウハタイシヤ
ノケ
ヨナツク 宗師是名淨土論

此論亦曰往生論

コノヲイヘリ
ヨリレイテタリ 入出二門從斯出

とある五行と、曇鸞、道綽、善導の各章段の始めに附された「曇鸞和尚大嚴寺」、「道綽禪師玄忠寺」「善導禪師光明寺」の各標語が省略せられてゐる。又「聖德寺本」と「七十四行本」とを對照すると、「聖德寺本」は、

「則此無碍光如來名、攝取選擇本願故」

の一行と、先に慧然が追補した、

「泥中生佛正覺華、斯示如來本弘誓」

「行信」に於ける背景の研究

の二行が缺け、又

「不可思議力即是、入出二門名他力」

の一行が、「聖徳寺本」では、

「不可思議力、即是入出二門名他力」

となつてゐる。然り而して、「本偈」の刊行本として最古のものは「寛永丙子歲西村又左衛門刊行本」で、此の外に流布本として先に擧ぐる慧然の「二門偈大意」が校正依用した「淨土見聞集」収録のものが存すべく、此等が共に眞蹟と稱せられる先の二本に對して其の何れを依用したかと云ふ、問題が提起せらるゝであらう。此れに對して故廣瀨教授（佛教研究四ノ三、四合本）「入出二門偈頌の研究」は、「最初の寛永本は大體に於て鬼長本（聖徳寺本）に近く、大味浦本（法雲寺本）とは相違した點が多い。よりにてこれは鬼長本の類書を得て上梓したものであらうと考へられる。然るに慧然の覽たる存覺上人の淨土見聞集引用の二門偈に「泥中生佛等」の二句の文があつたと云ふことは、存覺所覽の同書が大味浦本なりしことをば證するものといふべく爾後これを加へたるために鬼長本と大味浦本との中間に位するものと稱するも不可なきものであらう」となしてゐる。然るに可西教授（前掲）は、「結局此入出二門偈には異本と見るべきものが四種程あるやうである」と先の廣瀨説の推定を修正し、「法雲寺本」を檢討の結果、其の表紙に記されてゐる信證なる此書の傳持者が「親鸞聖人門侶交名牒」に記された眞佛

の子の信性らしく、従つて宗祖の眞蹟であるとする説の妥當する餘祐を重々殘し、最も完全なるものと見てゐられるやうである。然るに可西説は以下の聖徳寺本については、「傳聞する處によれば紙質及び墨色から見て恐らく室町期の古寫本であらうとのことである。寫眞によつて見るに文字には強いて古風を装うた處があり、殊に卷尾に附してある六字名號は、祖聖の筆勢を似せて記したやうな感を與へるので祖聖の筆蹟と斷定するのは考慮の餘地があるやうに思ふ」とし、「寛永本」は「泥中生佛」以下の二句一行が脱落し、卷末に、

「入出二門偈頌七十三行愚禿親鸞作」

と記されてゐる。即ち此所に廣瀨説の如く「鬼長本」に近いとしては「則此無碍光」以下の二句一行あり、又卷の首尾に相異はあつても「愚禿親鸞作」は「法雲寺本」の卷首に近く、其の推定は破れて別の一本を偲ばせ、慧然の依用本は、其の刊行(元文四年)「二門偈大意」の序に、

「印施諸本凡據七十三行本末寤長出泥中生佛等二句者是眞本云云」

とあり、(圓智の「二門偈試解」法霖の「窺跡錄」等は坊門七十三行本による。而して慧然の訂正により弘化四年、天保甲辰の澁谷佛光寺本等皆七十四行とす)、「同著」(左)に、

「現本但有七十三行然其眞本并常樂之淨土見聞集所載此偈全文有七十四行是爲正本現本所闕一行二句特肝要矣」

とあれば、「眞本」及び存師の「淨土見聞集」の所記に従ひて一行を増加し、七十四行としたことが知られる。此れに就いて可西説に従へば、「存覺の見聞集とは眞宗依用の聖典に編入のそれではなく、同題兩本内容不明であり、又慧琳の和語聖教目錄、先啓の淨土眞宗聖教目錄には存覺の淨土見聞集の存することを記してゐる。然し寡聞にして同本の眼幅を得ないので果して存覺の眞撰か或は然らざるかを確かむることは出来ないから、それに就いては論及は避けることとする。次に其所に云ふ眞本とは、如何なる典籍を指すのであるかと云ふに、慧然の著「二門偈大意自喻錄」に、

「眞本今在越前法雲寺、見聞集具名淨土見聞集、此中在此全偈、有七十四行與彼眞本全同而已」とある。是れに依れば越前法雲寺傳來本、即ち前記大谷派本願寺保管本を以て眞筆と言ふたのである。然し法雲寺傳來本は已に言ふた如く七十九行本であつて七十四行本でない。且つ大意の著者は單に一行の添加の本據を眞本にありと云ふのみで、他のことに言及して居らない。故に大意の著者慧然は眞本即ち法雲寺傳來本に依つて一行添加して七十四行としたと云ふてゐるけれ共、果して法雲寺傳來本を對象したかどうかは疑問である」と述べてゐる。従つて此所にも「見聞集」収録の原本が存せねばならぬこととなる。

註(五) この「淨土見聞集」に就いて了詳の「異義集」(卷二、谷大藏眞)には、先づ「先啓目錄」云として、「淨土見聞集一卷 有同題別本」

(同卷一、二二にあぐ) 淨土眞宗見聞集一卷、或題曰淨土論見聞集、彌陀經義集一卷、淨土眞宗見聞集所引文」とあげて、
一本「見聞集」を出せど慧然所擧の内容に接することが出来ない。

されば斯くて我々が「二門偈」研究のテキストとして現在依用すべき文献的の價値あるものは、先づ「建長八歳丙辰三月二十三日書寫之」とある「法雲寺本」に依るべきであらう。

然るに斯く「本偈」の資料を「法雲寺本」とするとき「聖徳寺本」其他によるとしても、之は同様であるが又復「愚禿鈔」の場合と同じく文献的には「本典」以後であつて、其間纔に「書寫之」と「法雲寺本」に記せられたことに依りて、其の草稿を求められる餘地を残すのみであり、然も其れが得られぬ限りは此れを覆す何等の方法も現在としては存せないのである。(或は原本が「七十三行」乃至「七十四行本」で、書寫のときに、始めの五行の釋と曇鸞道綽善導の註記が加ははつたのではないか?)加之、我々は「愚禿鈔」に就いては漸く前述の三學説を認めたのであるが、「本偈」の場合には之を「本典」への過程的思想とさへ見做す學説すらも、末だ曾て見出し得ず、唯、僅かに安井教授が「愚禿鈔」に關する考察(本誌十(二ノ一))に關聯して、「他の選述は本典以後として夫々に來意を尋ぬべきも、二門偈と本鈔(愚禿鈔)はその影が甚だうすく、私はその内容調査から本典以前と見たいのである」と語るものあるに過ぎない。

〔然し梅原氏(眞宗研)が村上師の「愚禿鈔」吉水時代説を批判して「教行信證の以後に入出二門偈の他力論述を是認するなら、教行信證の以後に愚禿鈔の教判論述や、三心觀察があつたとして是認されてよいではないか」と言ふのは、何等かの意味で遂に却つて今の反證的暗示を構成しはせないであらうか。〕

斯くて「本偈」の内容を検討するとき一往我々の研究は其れが完成せられ、整備せられた一個の偈

頌として、「論註」により「淨土論」の精神を貫鍊し、「法藏因位」の「行相」を明し、以て他力の根源を示すものと見ることが出来る。従つて之を必ずしも文献的に「本典」以前たらしめねばならぬ必要は認められないかも知れない。

されど之を再往思想的に觀察するときは、又其所に「本偈」を「本典」以前とすべき必要と共に、又「本典」以前たるを物語る重大な暗示的事實を暗含してゐることが見逃せないと思はれる。即ち「本偈」の書寫が其の奥書の如く、「本典」以後であるとするも、其れは「本典」の綱格たる「往還二廻向」に就いて、其の根源たる「法藏因位」五念の修相を示し、「本典」展開の思想的根據に擬せられる必然性を持つことである。されば我々が此所に其の間の可能的な吟味を企てることは、強ち無意義なことではないであらう。即ち此の間の消息に就いて、假に慧然の「二門偈大意」の見解を見るに、

「此偈來意前三部中〔本典〕、〔聚鈔〕、〔禿鈔〕已述三經沖微意趣義之所基正依註論以故欲直顯開本論註論之奧旨而今重作偈總說論意兼舉相承指的其義」(左)

と云へるが如く解釋するときは、其れが「本典」以後とするも何等支障なきと共に、却つて又之を逆に「本典」以前とする方が理路の自然なるを思はしめられる。即ち「本典」〔聚鈔〕展開の根源たる「論註」の義は、上來の「愚禿鈔」には具さには見られず、「本偈」の主張とする五念門の領解を待つて始めて其の根底を示された「往還廻向」が他力として展開することが出来るのであるから、「本典」

「聚鈔」の以前に必ず「本偈」の思想が要せられねばならなかつたことは事實であるとせねばならぬ。従つて「愚禿鈔」製作當時、或は「愚禿鈔」を従來の如く假に老後の撰述としても、元祖による入信の内容には其所に具體的に見ることの出来ない曇鸞教義と、及び其れを通じての世親の教學の修得過程が當然要せられる譯で、此間に我々は如何にしても「本偈」の如き整形は兎も角、「本典」を前にして「本偈」の思想が認められることを主張してよいであらう。

即ち斯くて其れは必ずしも、「本偈」の如きそのまゝの完成した整形のものたるを要せないが、斯かる見地から「本偈」を眺めるとき、我々は次の如き暗示的表現に注意せしめられる。即ち其の第一は天親及び曇鸞の「論」、「論註」の思想を解説し、法藏五念の修行を頌讚して、「入出二門」の他力を明す「本偈」が、特に道綽、善導として觀經解説の祖師と見られる二祖の章を有すると云ふことである。斯くて「本偈」は眞宗の相承を擧げるとしては、龍樹、並に源信、元祖を略し、又「本偈」の性質よりすれば、「本偈」には天親、曇鸞以外の思想を擧ぐるべき必要を認めないのではなからうか。

然るに此の問題は、其れが七祖決定の前奏ではないかと見られることで、古來此れに就いて種々に論攷せられてはゐるが、其の要とする所は三祖の略を自然の省略とし、單に相承を示すとする他に求むべきなく未だ落着けるものに乏しい状態であり、斯くて此れに對し、我々は先づ「本偈」に顯はされる道綽、善導の思想を検討すると同時に、又一面歴史的に道綽と曇鸞等との關係に遡つて宗

祖の領解を窺がはねばならぬのではなからうか。

然るに今斯かる意味に於て「本偈」の道綽章を見るに、其れは元祖が「選擇集」の冒頭に道綽の「安樂集」を擧げ、

「道綽禪師立聖道淨土二門而捨聖道正歸淨土之文」

と題して「教相章」の端を開いてゐる。即ち宗祖は「選擇集」を通じて、「本偈」の「安樂集」に於ける道綽教義に辿り得たとすることは否定する迄もない。而して其の善導章に至りては、「偏依善導」の元祖相承に於て論を待たない。然るに此等は俱に何れも「觀無量壽經」解説系統の思想であつて、「大無量壽經」中心の曇鸞思想を領解するに就いて、其所に如何なる必然的な理由が此等の二章目施設に關して存するであらうか。斯くて我々は此所に道綽と曇鸞との必然的な關係に思ひ及ばざればならないであらう。

然るに其の關係はそれ等の歴史的地位の闡明に困難を感ずること、及び道綽の「安樂集」が相當領解に困難であると見られた理由⁶⁾と共に、又一面元祖が「偏依善導」を立場とし、之を受くる宗祖が又特に曇鸞教義に最大の注意を拂ふに至つた關係から、學者の多くがこの二祖を多く取扱つたに反し、道綽のそれを等閑に附した⁷⁾と云ふ傾向が相當著しかつたことは事實である。

註(六) 迦才「淨土論」(上一)參照。

註(七) 慧然の「二門偈大意」(二三)には既に、この傾向を概數して、相承の密接なるを主張してゐる。

されど宗祖も、「高僧和讃」に、

「鸞師のをしへをうけつたへ、綽和尚はもろともに、在此起心立行は、此是自力とさだめたり」等と偈讚せらるゝ如く、其の關係は否定出來ぬのであつて、最近發表せられた波佐谷順諦氏の「道綽禪師の宗教」(宗學研(究六))も、道綽教義の特徴を、其の精細なる資料の蒐集より、一代佛教の批判と曇鸞教義の闡明にありと詳論してゐる。今此所に其の詳細を語る違はないが、即ち斯くて兩者の間には内面的な必然關係が存在し、従つて道綽が「論註」の指受を受けつゝ、其の時代に於ける關心の中心たりし「觀經」を解説したことは疑がはれないであらう。

斯くの如く觀察し來るときは、「二門偈」にこの道綽、善導の二章の存することは、法然系の相對的な善導、道綽の思想も、實は天親、曇鸞の絕對的思想を無視しては得られず、又前者を通せずして後者の意義を領知し能はぬと云ふ必然的な連鎖が兩者の間に存することを物語るものではないであらうか。されば即ち「本典」の思想はこの遡り得たる天親、曇鸞の絕對的思想の表現たる廻向觀の展開から生れてゐる所より見ても、斯くて「論」の五念門を解説して、他力の本源を明す「本偈」の主張が、「本典」以前に置かるべきものであることは、文献的には不可能としても、思想的には否定することが出來ないであらう。而して斯かる見地より眺むるときは、從來三祖の省略に就いて、或

は自然の略となし、又或は其内に内含せる等の消極説に拘泥せず、源信が「偏依善導」に於ける元祖教義の發端的な指授者として宗祖の信眼に擴大され、一代佛教の慈父としての龍樹が、「選擇集」に於ける「傍明淨土教」の立場を捨て、其の渴仰者としての曇鸞の教學に依りて採用されるに至つたと見るときは、「本偈」は所謂七祖選定の過程を彩るものと見ることが出来ないであらうか。

註(八)「法然上人行狀畫圖」(第六)「拾遺古德傳」(假名聖教四、三、二右)「往生要集略料簡」末尾、「往生要集論要」終釋等參照。
 註(九)「論註」(一)「讚阿彌陀佛偈」(昭和七祖聖) 教一二四 參照。

然り而して、「本偈」が「本典」以前でないかと推量せられる暗示の第二は、「本偈」が上述の如く「法藏因位」の五念の行相を明らかにし、「他力往還二廻向」の根源を指摘して、入出二門の他力なることを五念の次第に従つて解説しながら、今一步にして「本典」の説相をあらしめる「往還廻向」を説かず、唯往還の據としての入出のみを示すは、文獻的には兎に角、其れが實質は「本偈」の目的が「本典」思想の提起せられる根源を語つて、「本典」への過程即ち背景をなすものと見ることが出来るであらう。従つて我々は、「本偈」が思想的に「本典」に先立てることを「愚禿鈔」と同程度の確信を以て主張し得るものであつて、其の整形が「本典」以前に認められぬ儘、文獻的にはこれを敢て主張するものではないが、たとへそれが現行本の如く晩年のものであつても、我々は思想的に、「愚禿鈔」「二門偈」、「本典」の次第に於て其の著作の内容を認めるとき、七祖の背景を明らかにした「本典」の

組織以前の過程を宗祖の信境の上に自然に且つ統一的に見出し得るのではなからうかと思はれる。

六

以上我々は、「本典」の構成せらるゝに至る思想背景の修得過程を考察し、それを根據づけやうとして、「本典」の成作年次の問題と共に、従來「本典」以後晩年の著とせらるゝ「愚禿鈔」と「二門偈」を以て、其の思想が「文獻的」には明確に跡付け得られぬ儘、「思想的」には「本典」以前に當然要求せらるゝ内容のものたることを主張し來つたのであつた。此れ即ち我々の「行信」に於ける背景の研究が具體的に企てられやうとする研究の序説の一部門であつて、宗祖が其の時代の思潮を通じ、元祖門下の異流の教義を顧みて、自己の信境の展開過程に元祖の正意を尋ね、傳統を遡る所、即ち此等の著述の具體的内容を通じ、如何に行信が體系的に構成せられたるかを、「本典」に於ける規範より逆觀し、其の批判せる一代佛教の上に求めなければならぬ。斯くて今は唯この問題のみを提起し諸賢の是正を乞ふて、向後の具體的研究に資し度いと思ふ。